

尚志高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめの問題への対応は、学校の根幹が問われる最重要課題の1つであり、学校が一丸となって組織的に、未然防止から発生時の対応、事後対策を講じ生徒の健全な学校生活を保障していくことが必要であり、本校生徒の健全な育成に資するものです。

大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こるものであり、いじめの問題の根絶を図り、これらを許さない精神を高校時代に身につけることが、将来の大人になったときの生徒たちの生活に豊かさをもたらす社会の成熟に寄与するものであると考えます。我々教員や保護者などの生徒を取り巻く大人一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも起こりうる、加害者にも被害者にもなりうる」という意識を持ち、心豊かで安全・安心の学校生活を守るためにいじめ防止の基本方針を策定し、法律の改正に伴い改訂しています。

1. いじめの定義

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）最終改正：平成28年5月20日法律第47号 より 原文抜粋

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のない時は、未成年後見人）をいう。

解釈として

個々の行為が「いじめ」に当たるか否か判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な様態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないよう努める必要があります。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、周辺状況を客観的に確認することを含めています。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく「いじめ防止対策委員会」又はその委嘱を受ける生徒指導部と学年が協議して行っていきます。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級・寮や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブなど当該生徒が関わっている仲間や集団など何らかの人的関係を指すものです。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めをしていきます。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至ってないケースについても、加害行為を行った生徒に対しての指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をしていきます。

具体的ないじめの様態 参考例

- △ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- △ 身体・容姿について言われる
- △ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- △ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- △ 金品をたかられる
- △ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- △ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- △ インターネットや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等々

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる場合があります。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取っていきます。

加えて、「いじめ」は加害と被害という二者関係だけでなく学級や部活動などの所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめ」を許容しない雰囲気的形成されるように日常の学校生活を通して指導していきます。

2. いじめの防止

基本的な考え方

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、学校・保護者・関係機関が一体となった継続的な取り組みが必要です。

(1) 防止のための措置

共通理解

- 生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送れるよう援助していきます。
- 規律正しい生活態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを進めていきます。
- 保護者及び地域に対して学校いじめ防止基本方針について理解を図り、地域いじめ防止基本方針との連動性を考えながら、いじめの未然防止を進めます。
- 学校においては、いじめ防止基本方針の改善事項や新たな取り組みについては定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続します。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 基調教育やホームルーム活動、授業等で学校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していきます。
- いじめとは何かを具体的に分かるよう常に話をしていきます。
- 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むと共に、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培います。
 - 社会体験 インターンシップ・ボランティア活動・幼稚園交流会など
 - 生活体験 修学旅行・浜路キャンプ研修・奉仕活動など
- 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力を養います。
- 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など生徒が円滑に他者とコミュニケーションがとれる力を育てます。

(3) いじめが生まれる背景理解といじめを生まない環境作り いじめ加害の背景

- 人間関係のトラブルから発生するもの（友人関係からのこじれ）
- からかひの延長線上から発展するもの（身体・容姿・能力に対するもの）
- 自己のコンプレックスから他者への代謝行為（勉強・スポーツ・貧富）

共通理解として

一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進め、尚志ノート・学習記録機能など活用して学級や学年、部活動など人間関係を把握して、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めます。また、ストレスを感じた場合でも、それを他者にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散させたり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことが大切です。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められている、満たされているという思いが抱けるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる機会を提供し自己有用感が高められるよう努めます。（清掃活動・体育祭・蜂友祭 等々）また、自己肯定感を高められるよう、学習面でも達成感が確認できる場面を設けます。（朝学や自学時間の活用）

(5) 生徒がいじめについて自ら学び、取り組む

生徒自身がいじめについて自らその問題点を考え、主体的に防止について学ぶ機会を設けます。

いじめに向かわせないために、主に学校で取り組む課題

- 規律
- 学力
- 自己有用感

きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、
認められているという実感をもった生徒の育成

(6) 家庭において

- 「いじめはどの生徒にも起こりうる、加害者にも被害者にもなりうる」という意識を持ち、他人を思いやった行動をとり、他の人が嫌がるような行動や言動を取ることが無いよう日常の指導をお願いします。
- 会話の時間を多く持ち、生徒が抱える悩みや困り事、友人の話などが出てくるような日常が送れるよう健全な親子関係と環境が構築できるよう工夫をお願いします。
- いじめ防止対策推進法（保護者の責務等）第九条を参照下さい。

3. 早期発見

基本的な考え方

いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければなりません。些細なことであっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から本人に関わる複数の大人の目での確に見ながら、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知するように心がけます。

小さな変化や危険信号

- 急に笑顔が少なくなる、ふさぎ込む時間がある。
- 遅刻が多くなる、早退が多くなる。保健室利用が増える。
- 無気力又は投げやりになる。
- 生徒の所有物が無くなる。
- 制服に汚れがある、髪型などが無頓着になる。
- 休み時間、お昼の時間ぽつんと1人である。
- 忘れ物が多くなる。
- 親に学校の話をしなくなる。

(1) 早期発見のための措置

尚志ノート・学習記録機能への書き方の指導や日常の点検、授業や清掃活動を通しての観察などを通して早期発見に努めます。また、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むと共に、日頃からいじめや困り事を訴えやすい雰囲気作りに努めます。

(2) 家庭において

帰宅時間に変化がないか、服装や持ち物に変化がないか確認をお願いします。

- 買った物が無い、又は買い与えた覚えのない物がある。「友達に借りた」という品物がいつまでもある。
 - 頻繁に小遣いを欲しがると、何を買ってくるわけでもない。
 - ふさぎ込んだり、友達の話をするとう急に不機嫌になる。
- 心配なことがあっても、冷静に、客観的に事実を見て考えることが大切です。感情的に子供に迫っても、なかなか真実が出てこないものです。気になったことがあれば、メモに残しておきましょう。日時や気になる言葉、人の名前などを書き留めましょう。

「親力」(おやりよく)

子供は、成長し思春期特有の特性を持った行動を表す時期にもなります。内面からの自己葛藤からの行為(反抗・引きこもり・勉強嫌い)なのか、いじめによるものなのかを見極める「親力」を身につけていくことが大切です。本当は違う原因な

のに、「いじめ」という理由付けで他者のせいにしてしまうことは、子供の精神面での健全育成を阻害するものになるからです。

4. いじめに対する措置

基本的な考え方

いじめを発見又は通報を受けた場合には速やかに現場の進行を防ぐと共に、調査に入り状況把握に努めます。いじめ防止対策委員会に報告します。教育的配慮の下で、毅然として加害生徒の指導を行います。その際は、加害生徒及び被害生徒の社会性の向上や人格の成長が果たせる指導内容を行います。

また、加害生徒保護者へはいじめの状況を明確に説明し、当該生徒の行動及び意識の改善を求めます。被害生徒の苦しみを伝え、加害生徒の人間的成長に期待することを伝えます。いじめ状況の解消と再発の防止を進めます。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したときは、その場で行為を止めさせ関係生徒から事情を聴取し、いじめの疑いがある場合は生徒指導部にて細かく状況調査を行います。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との通報を受けた場合は、その内容を生徒指導部に知らせます。生徒指導部は関係生徒について、いじめの事実の有無を調査し、いじめ防止対策委員会に報告すると共に加害・被害の生徒に事実の報告と今後の指導について連絡します。
いじめ防止対策委員会の委員長又はその代理者は、通告者への連絡と共に加害生徒及びその保護者に対して、改善指導と再発防止の指導を行います。
- 内容が犯罪行為と認められる場合は、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処します。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。関係機関への援助依頼についてはいじめ防止対策委員会の協議により行います。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- 重大事態とは
 - ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○重大事件が発生した場合は、直ちに監督官庁へ報告します。それと同時にいじめ防止対策委員会に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有さない第三者である有識者、医療関係者、スクールカウンセラー、福祉関係者などの専門的知識を有するものを加えた組織として調査を行います。

○調査によって判明した事実については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、必要な情報を適切に提供します。その際は、関係法規の定めるところにより進めていきます。

(3) 被害生徒とその保護者への支援対応

○いじめ被害の生徒から事実関係の調査を行います。その際、生徒の自尊感情を高めるよう配慮しながら進めます。加害生徒からも調査した内容を踏まえ、明確な事実関係が判明したら、整理の上、簡潔に要点をとらえて被害保護者に伝え、生徒の安全を確保していきます。

○いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行います。また、事実確認のための調査の中で判明した情報などで、生徒本人の成長に必要と判断されるものについては、適切に提供します。但し、この場合は関係法規の定めるところにより進めていきます。

(4) 加害生徒への指導とその保護者への助言対応

○いじめについての事実関係を調査し、内容精査を行い、確固たる裏付けの下で保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を進めます。その上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めると共に、保護者に対して継続的な助言を行います。

○いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。

○内規により毅然とした対応を取り、加害生徒の内面の成長を図り再発防止の指導を行います。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

○いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることは出来なくとも、誰かに知らせる勇気を持つように指導します。

○はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、調査の下でいじめへの加担が判明した場合は、内規に処して厳格に対応します。

○いじめが発生した集団（クラス・部活動・寮など）全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、全員で根絶するという態度・雰囲気を行き渡らせるよう指導します。

いじめの解決とは、加害生徒から被害生徒への謝罪で終わるものではなく、相互の関係修復を経て、当事者同士や周りの生徒全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されなければならないものです。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりが大切になります。

(6) ネット上のいじめへの対応

基本的な考え方

ネット上に不適切な表現や写真など投稿又は書き込みが社会問題となっていることを踏まえ、基調教育や全体指導の中で、その問題性について十分指導し、誤った使い方の無いよう周知します。また、入学前のオリエンテーションにおいて、契約時のフィルタリングの大切さと、携帯機器等の持つ危険性について保護者にも理解を求めると共に、家の中での約束事、使い方の約束事を設定してもらう。

学校においては、生徒指導部を中心にネットパトロールを継続的に行い、本校生に関わる問題表現などの発見に努めます。

インターネット上の問題については、生徒本人のプライベートな時間に行われることが多く、また場所も家庭において行われることが多いため、生徒自身の善悪の判断や規範意識の涵養が予防の第一です。保護者が携帯機器等の持つ危険性について自覚し使い方の指導をすることが何より大切です。「まさかうちの子が」「うちの子に限って」など後悔を生まないよう、日頃からの家庭での指導が重要です。

具体的対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除する措置を取ります。契約上の問題などで保護者に依頼することがあります。
- 名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発進停止を求めたり、情報を削除したり出来るようになってるので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じなければなりません。こうした措置を取るに当たり、当然のことながら保護者が積極的に動く必要があります。
- 必要に応じて地方法務局の協力を求めることとなります。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- このようないじめがあった場合、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについて生徒・保護者に周知します。
- パスワードつきサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進め予防を図ること、親子で真剣に使い方を考えることが大切です。

トラブルの事例

SNSからのいじめ

A君は友人限定のサイト（SNS）だからと安心してB君の悪口を書いた。C君がそれをコピーし他の掲示板に貼ったため、B君の知るところとなり、その後、その掲示板にA君の誹謗中傷が大量に書き込まれるようになった。

SNSにアップしたため大きなトラブル

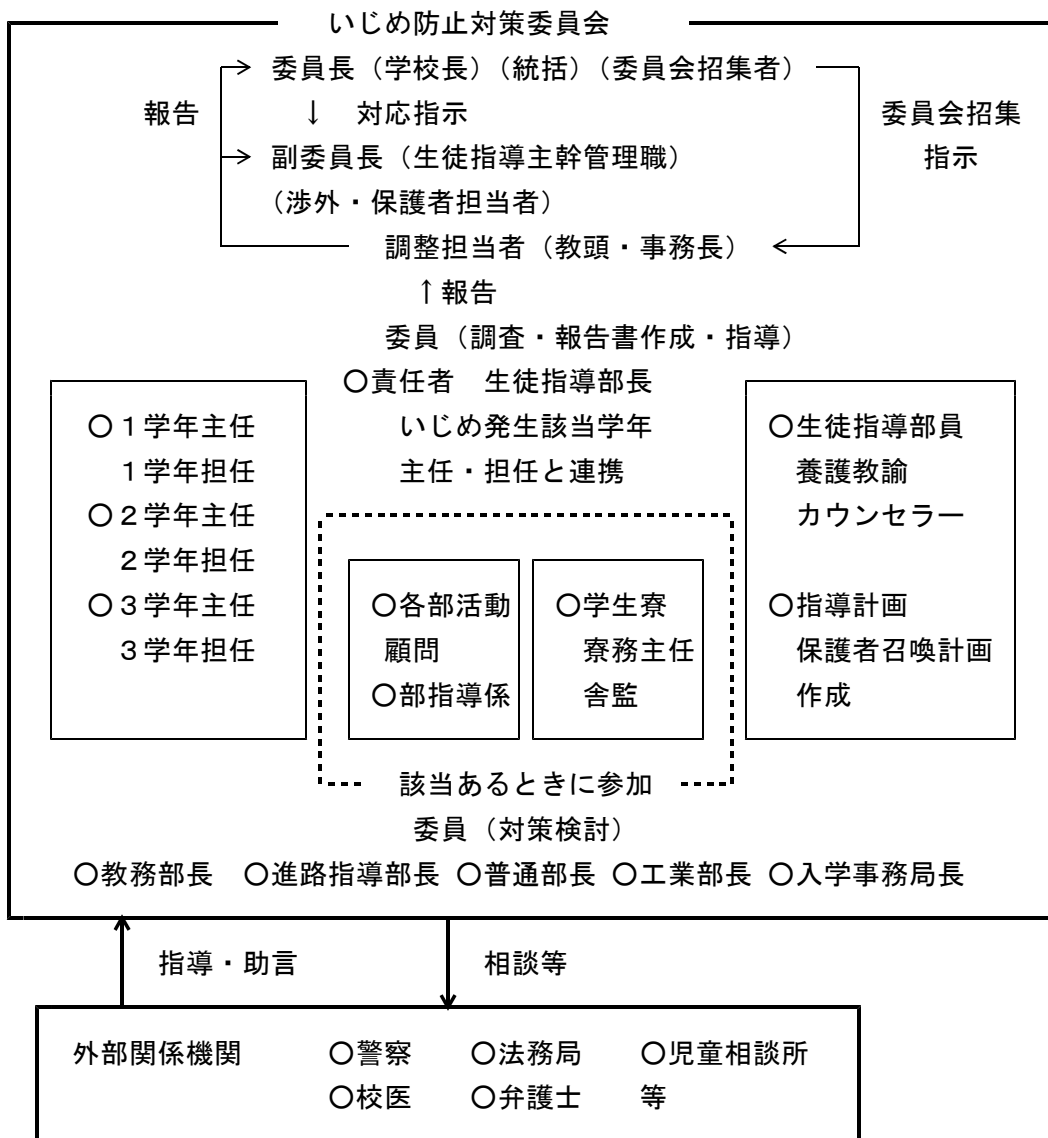
買い物に出かけたとき、たまたま見かけた同じ学校の男女が歩いているところを勝手に撮影しアップした。撮影された男女がSNSに上がっているのを知りすぐに、通報され処分を受けることとなった。

共通する危険性

- 掲載された個人情報や画像は、加工が容易なことから悪用されやすい。
スマホでの写真掲載は付加された位置情報（GPS）により、自宅が特定されたり利用者の情報が流出する可能性がある。
- 一度アップされた写真は、削除しても誰かが保存しており、決してネット上から消すことができない。
- 悪口や誹謗中傷を書き込むことは、「文章として残す」こと。誰かが持っていて、決して消すことができない。

5. 指導体制組織

組織及び担当



6. いじめ防止指導年間計画 PDCAサイクル入り

学校全体で組織的、計画的に取り組むことで未然防止や早期発見が可能になる。本校独自の行事や保護者との連携可能な機会を捉え、さらには地域との連携が取れるよう工夫をしながら年間計画を策定します。

	4月 plan	5月 do	6月 check	7月 action	8月	9月
職員会議	基本方針の理解 組織確認 指導計画確認 いじめアンケート	後援会総会などでの啓蒙	関係機関との連携構築	夏休み前の点検 授業規律点検 いじめアンケート	全体研修	養護教諭 カウンセラーとの情報交換
防止対策	ネット犯罪防止講座 いじめ嫌がらせ根絶宣言	学級づくり 人間関係づくり 基調教育	人権教育 基調教育 学習指導 行事指導	キャンプ行事活用 環境教育 良さの発見		前期のまとめ学習 人間関係 自分の行動
早期発見	クラス内人間関係の観察 尚志ノート・学習記録の指導	尚志ノート活用 情報収集	部活動内の人間関係点検 寮内の人間関係確認	教育相談の活用 カウンセラーとの連携		夏休み後の生活点検。尚志ノート・学習記録の指導

	10月 plan	11月 do	12月 check	1月	2月	3月 action
職員会議	学年部会の活用と保護者啓蒙 いじめアンケート		家庭との連携など点検 苦情・相談の抽出	入試における問題生徒の抽出など	次年度改善点の整理 いじめアンケート	次年度計画の策定
防止対策	学習指導 基調教育	修学旅行の活用 人間関係の広がり	冬休みの心得活用 LHRによる啓蒙	補助生徒などによる自己有用感の高揚	行動の振り返り 基調教育 中学校から情報収集	次年度への抱負 クラス分けの工夫
早期発見	修学旅行斑割りからの人間関係の抽出	修学旅行反省からの抽出	尚志ノート・学習記録の指導		尚志ノート・学習記録の指導	

7. 他部門との連携

基本的な考え方

他部門との連携となると、まず第一に警察等の関係機関を思いがちだが、4月5月の早い時期は、通信会社の情報教育部門や消費者センター等の学校向け出前講座などを活用して、生徒への啓蒙教育が必要となります。時期が進むにつれて、防犯講座や司法書士などによる人権教育講座などの連携が望まれるところです。

地域との連携

本校ホームページなどを活用し、地域社会へ学校の取り組みを発信すると共に、身近な地域連携として「青少年健全育成推進大槻地区協議会」「大槻中央地区団体連絡協議会」等に参加し、学校方針を伝え、協力を依頼することにより地域住民はじめ、商店会、地区の小中学校への連携をはかっていく。

登下校時の問題や生徒の集まる場所、問題となる行動、又は奨励される行動などが浮き彫りとなり、生徒への指導又は働きかけに有用となるものです。

8. 保護者への啓蒙と協力連携

保護者と学校との人間関係づくり、連携・協力は学校説明会（見学会）から始まります。3月の入学生オリエンテーションは本格的感情交流の始まりです。この時期に、本校のいじめ防止学校基本方針を共有する共に、いじめや問題行動のきっかけとなりやすい携帯機器等の危険性も十分に伝達し、フィルタリングの設定や家庭内での使用上の約束事等を作って、守ってもらうことが大切です。

また、5月の後援会総会・1、2学年部会、6月の3学年部会、7月末からの地区尚志学級、10月・3月の学年部会など保護者の積極的参加を期待し、健全な学校生活・健全な家庭生活・健全な交友関係の構築と維持について家庭と連携する体制を作り出ことが何より必要です。

9. 校内研修の充実

年間計画に基づき、校内での情報交換・点検作業を進めると共に、いじめ防止学校基本方針について校内で理解を深める研修を実施します。また、福島県私学教育研修会や東北私学教育研修会などに参加し、他校の状況や実態を持ち帰り、校内での伝達研修会を実施することで全職員への理解と浸透を図ります。

生徒指導部はいじめ防止組織のリーダーシップを取る自覚の下で、郡山市高等学校生活指導協議会や郡山市私立四校生活指導連絡協議会等で情報の収集・交換又は連携指導の場として活用します。有用な情報については、学校に持ち帰り、研修の場面で伝達共有していきます。

- この「いじめ防止基本方針」は平成25年法律第71号「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）を受け作成した。
- この「いじめ防止基本方針」は平成26年3月の職員会議で確認され、平成26年4月より運用する。
- この「いじめ防止基本方針」は平成29年4月一層のいじめ根絶を目指して、アンケート回数を年4回に増やすため一部改編をした。
- 平成30年4月法改正に対応するため内容の点検変更を図った。